

第3章 指導監査

§ 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

指導監査では、社会福祉法人や社会福祉施設等が関係法令・通知等を遵守し適切に運営されているかについて確認を行う。指導監査の結果、最低基準等を満たしていないことが確認された時は、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や法の適正実施の確保を図っている。

表 408 指導監査実施数の年度別推移

法人・法別施設	年度(平成)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
社会福祉法人	対象数	46	47	48	49	49
	計画数	28	24	24	26	14
	実施数	28	24	24	26	14
老人福祉施設	対象数	46	52	52	53(68)	54(70)
	計画数	25	17	20	22(29)	20(37)
	実施数	25	17	20	22(29)	20(37)
介護老人保健施設	対象数	18	19	19	19(21)	19(21)
	計画数	10	6	9	6(7)	10(10)
	実施数	10	6	9	6(7)	10(10)
障害福祉施設	対象数	88	102	121	120	124
	計画数	44	4	6	13	9
	実施数	44	4	6	13	4
保護施設	対象数	1	1	1	1	1
	計画数	-	1	1	1	1
	実施数	-	1	1	1	1
無料低額宿泊所	対象数	20	20	20	20	20
	計画数	1	4	4	4	4
	実施数	1	4	4	4	4
計	対象数	219	241	261	262	267
	計画数	108	56	64	72	58
	実施数	108	56	64	72	53

資料：企画課、生活保護・自立支援室、高齢者事業推進課、障害計画課

※「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」内の()書きは併設のユニット型を含む数。